社会福祉法人○○○会　評議員会議事録

令和○○年○○月○○日、評議員会に報告すべき事項についての通知を行い、当該報告事項について、評議員全員から書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示を得た。

このため、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定に基づき、当該報告事項の評議員会への報告があったものとみなし、評議員会の開催を省略した。

以上の経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第２条の15第４項第２号の規定に基づき、本議事録を作成する。

１　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(1) ○○○○について

(2) ○○○○について

２　評議員会への報告があったものとみなされた日

　　令和○○年○○月○○日

３　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

　　○○　○○

**【参考】**

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年６月２日法律第48号)**

（評議員会への報告の省略）

**第195条**　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（評議員会の議事録）

**第２条の15**[法第45条の11第１項](javascript:void(0);)の規定による評議員会の議事録の作成については、[この条](javascript:void(0);)の定めるところによる。

（略）

４　[次の各号](javascript:void(0);)に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）

二　[法第45条の９第10項](javascript:void(0);)において準用する[一法第195条](javascript:void(0);)の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ　評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名